

3月広報事項①

【件名】

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

【内容】

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？



自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

◆ **自動車を譲渡したとき**：令和4年3月31日（木）までに「移転登録」をお済ませください。

★ 移転登録の手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆ **廃車等で自動車を使わなくなったとき**：令和4年3月31日（木）までに「抹消登録」をお済ませください。

★ 抹消登録の手続がお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000008.html



国土交通省ウェブサイト

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

3月広報事項②

【件名】

引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

【内容】

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続を行ってください。

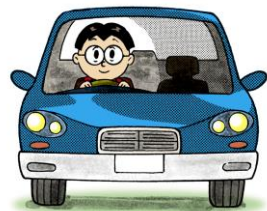
引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続が必要です

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。変更登録の手続が遅れますと、自動車税種別割の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話等により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続を行ってください。

- ※ 東京ナンバーの自動車に限ります。
- ※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。
- ※ 電子申請をご利用いただくには、東京共同電子申請・届出サービスへの利用者登録が必要です。
- ※ 一部のスマートフォンはご利用になれません。



詳しくは、**主税局 自動車税種別割 住所変更**

検索



主税局 HP

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）

3月広報事項③

【件名】

個人で事業を営む方へ 個人事業税の申告期限は3月15日（火）です

【内容】

都内において、個人で事業を営む方は、前年中の所得について、令和4年3月15日（火）までに、所管の都税事務所・都税支所・支庁へ事業税の申告をしてください。ただし、所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

なお、事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。

～個人で事業を営む方へ～

個人事業税の申告期限は3月15日（火）です



申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和4年3月15日（火）
申告先及び 問合せ先	所管の都税事務所・都税支所・支庁  主税局 HP

3月広報事項④

【件名】

個人事業者の方へ 事業所税（23区内）の申告納付期限は3月15日（火）です

【内容】

事業所税は、都市環境の整備・改善の事業費に充てるために、事業所等において行われる事業に対して課税される目的税です。23区内において、事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合には資産割が、事業所等の合計従業者数が100人を超える場合には従業者割が、事業主に課税されます。

個人事業者の方で上記要件に該当する場合は、令和4年3月15日（火）までに、主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所へ申告・納付してください。

なお、前年に事業所税の納税義務があった場合、23区内全域の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合又は合計従業者数が80人を超える場合にも、申告が必要となります。

個人事業者の方へ

事業所税（23区内）の申告納付期限は3月15日（火）です

事業所税



令和3年12月31日現在、次の条件に該当する場合には、令和4年3月15日（火）までに申告・納付が必要です。

区 分	要 件
資 産 割	23区内全域の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
従 業 者 割	23区内全域の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合

※このほか、以下の場合にも、申告が必要です。

- 前年に事業所税の納税義務があった場合
- 23区内全域の事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合
- 23区内全域の事業所等の合計従業者数が80人を超える場合



主税局 HP（詳細はこちら）

●お問合せ先

所管都税事務所の事業所税班

- ・東京都では、23区内の事業所税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告及び電子申請・届出の受付を行っています。また、eLTAXにより電子申告を行っている場合、電子納税による納付も可能です。ぜひ御利用ください。
- ・eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページを御覧ください。また、eLTAXの利用に際して、不明点等がありましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

よくあるご質問：<https://eltax.custhelp.com/>

エルタックス

検索

3月広報事項⑤

【件名】

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

【内容】

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）。

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）。

＜寄附金税額控除の対象となる寄附金＞

1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は、「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置において、寄附金とみなされたものを含みます。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【お問合せ先】

- 確定申告の手続について
- 住民税申告の手続について
- ふるさと納税の手続等について
- 都の条例指定寄附金について
- 区市町村の条例指定寄附金について

- 管轄の税務署
- お住まいの区市町村
- 寄附先の自治体
- 主税局課税部課税指導課 03-5388-2969
- お住まいの区市町村



主税局HP（個人住民税の寄附金税額控除）

3月広報事項⑥

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
- ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
- ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

3月広報事項⑦

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

また東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更しました。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1） 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2） 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ

東京都 電子申告義務化

検索



東京都主税局 HP



●電子申告の利用方法や利用手続について

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

●国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

イータックス

検索

3月広報事項⑧

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）について、令和3年10月以降送付分から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時 期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

令和3年10月から

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

● 申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

● 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

● 法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和2年10月以降発送分から事前送付物を変更しています。



主税局 HP（法人二税チラシ）



主税局 HP（事業所税）



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班

（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

3月広報事項⑨

【件名】

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

【内容】

縦覧とは、納税者の方が、自己の土地・家屋の価格を同一区市町村内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の価格が適正であるかどうかを確認できる制度です。

令和4年1月1日現在、23区内の土地・家屋を所有する納税者の方は、土・日・休日を除く4月1日（金）から6月30日（木）までの間、土地・家屋が所在する区にある都税事務所で縦覧帳簿をご覧になれます。

なお、東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページをご覧ください。各都税事務所にお問い合わせのうえ、必要な書類をお持ちください。

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和4年4月1日（金）から6月30日（木）まで（土・日・休日を除く。）
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和4年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

（注）納税通知書は6月1日（水）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP（縦覧について）



主税局 HP（本人確認方法について）

3月広報事項⑩

【件名】

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の送付先変更手続きはお済みですか？（23区内）

【内容】

住所の移転等で区役所等への住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先は変更されません。登記手続きがお済みでない場合は、「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に提出いただくか、「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」から、送付先変更の手続きを行ってください。

なお、上記手続きは23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の名義人の氏名及び不動産登記簿上の所有者の住所・氏名を変更することはできませんので、ご注意ください。

また、海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続きはお済みですか？



住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書の送付先は変更されません。
登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



主税局 HP



東京共同電子申請・
届出サービス

- 上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

＜変更できないもの（例）＞納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

- 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

3月広報事項⑪

【件名】

e L T A X 電子納税が大変便利です

【内容】

地方税共通納税システムでのe L T A X電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納税に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。さらに、全国の自治体に一括で納税することが可能です。

また、令和3年10月から都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割の納入が可能となりました。

詳細はe L T A Xホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続ができます!!

○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



eLTAx イメージキャラクター
エルレンジャー

3月広報事項⑫

【件名】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

【内容】

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納税できます。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書
（バーコードがあるもの）に限ります。
（※アプリによって利用限度額が異なるため、
利用できない場合があります。）

利用できるアプリ （令和4年3月1日時点）



注意事項

■領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、都税事務所・
金融機関等の窓口またはコンビニエンス
ストアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことは
できません。

■事前に登録及びチャージをする必要が
あります。
※PayBとモバイルレジについては、
お支払になる口座に納税金額をご準備ください。

■バーコードのない納付書や汚損により
バーコードが読み取れない納付書は
お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、
ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。
車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



3 月広報事項⑬

【件名】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長しました。

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置の拡充・延長について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長しました。

軽減措置の対象	各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となりました。	
	対象の固定資産	要件
	事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
	構築物	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が 14 年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上しているものであること
期間適用	令和 2 年 4 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産が特例対象となります。	
特例率	0 以上 2 分の 1 以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。 ※東京都（23 区）は特例割合ゼロです。	
方法申告	東京都主税局HPをご覧ください。 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_revo.html	
その他	先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。	
詳しくは、主税局HPをご覧ください。		
主税局 コロナ 生産性革命		
検索		
【お問合せ先】 資産が所在する区にある都税事務所		



3月広報事項⑭

【件名】

来所せずにお手続きができます

【内容】

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続き、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子申告によるお手続き、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申 告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納 税

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
 - ・ モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明書の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP